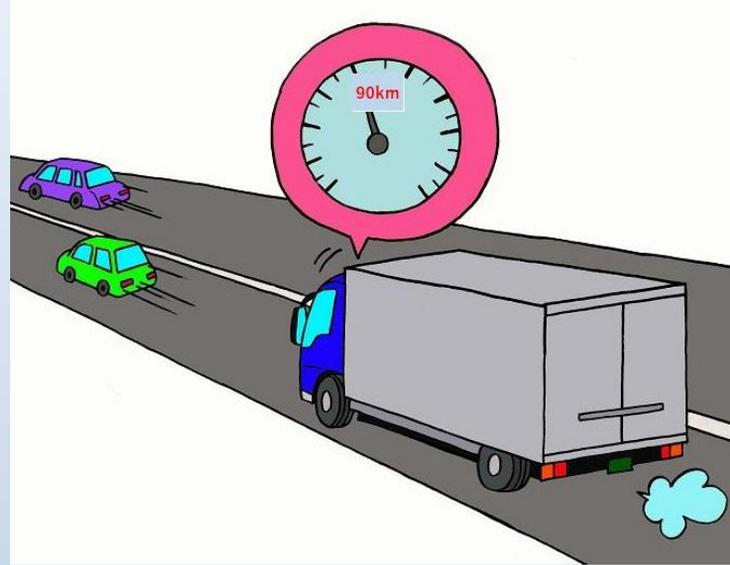


令和6年4月1日か  
ら  
大型貨物車等の



最高速度引上げ

令和6年4月1日から  
高速自動車国道の本線  
車道等を通行する場合  
の大型貨物自動車等の  
法定速度が現行の  
80キロメートル毎時から  
90キロメートル毎時に  
引き上げられます。



ただし、トレーラ、大型特殊自動車及び三輪の自動車の法定速度は現行の80キロメートル毎時が維持され、その他の自動車の法定速度は現行の100キロメートル毎時が維持されます。

## 高速道路を利用する方へ

- 1 高速道路を走行する際は、キープレフトが原則ですので走行車線(左車線)を通行しましょう。
- 2 追越車線は、追越しのために設けられた車線であり、走行車線の車両を追い越す場合のほか、工事等で走行車線を規制されている場合以外は、通行してはいけません。
- 3 追越車線を走行する車を走行車線(左車線)から追い越す行為は、追越し違反になります。



※ 法定速度を遵守し、道路環境に応じた安全運転を心がけましょう。